

薬生食輸発0604第2号
令和3年6月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産シソクサのイソプロチオラン、イプロベンホス、ジフルベンズロン、トリシクラゾール、ヘキサコナゾール及びビルフェヌロン、中国産えだまめのジフェノコナゾール並びにメキシコ産マンゴアのシペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和3年6月2日付け薬生食輸発0602第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産シソクサの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産シソクサのイプロベンホス、ジフルベンズロン及びヘキサコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、ベトナム産シソクサのイソプロチオラン、トリシクラゾール及びビルフェヌロンについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、中国産えだまめのジフェノコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除し、メキシコ産マンゴアのシペルメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。

なお、ベトナム産シソクサのジフルベンズロンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 6月4日	ベトナム	シソクサ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（イプロベンホス）	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED
			残留農薬（ジフルベンズロン）	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED
			残留農薬（ヘキサコナゾール）	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED